

木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程

平成20年3月28日制定

平成24年1月31日改正

平成27年6月1日改正

令和3年 月 日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）及び木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（以下「協議会規約」という。）第8条に基づく分科会（以下「分科会」という。）の委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、在任中に辞職した委員（以下「前任者」という。）に代わり、新たに就任した場合は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任については、これを妨げない。ただし、公募委員については、木津川市審議会等の委員の公募に関する規程（平成23年木津川市訓令第4号）第9条第2項の規定を準用する。

(委員の身分)

第3条 協議会規約第5条第1号及び第2号に規定する委員及び同規約第11条に規定する監査委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の身分を有するものとする。

(委員等の報酬等)

第4条 前条の規定に基づく特別職の身分を有する委員及び監査委員が協議会及び協議会に設置する分科会に出席した際の報酬の額は、木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）を準用し、別表のとおりとし、協議会より支給するものとする。

2 協議会の委員及び監査委員に対する費用弁償については、交通費相当額について実費弁償するものとする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59条）の規定に基づく協議会への参加応諾義務者、公安委員会及び行政機関職員には原則適用しないものとするが、各機関の取り扱いに基づき負担できるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定にかかわらず、委員の任期は平成24年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

役 職 名	報 酬 額
委員（議長）	日額9,000円
委員	日額8,000円
監査委員	日額8,000円

木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程新旧対照表

新	旧
<p>木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程（案） 平成20年3月28日制定 平成24年1月31日改正 平成27年6月1日改正 令和3年 月 日改正</p> <p><省略> （委員の任期等） 第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、在任中に辞職した委員（以下「前任者」という。）に代わり、新たに就任した場合は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任については、これを妨げない。ただし、公募委員については、木津川市審議会等の委員の公募に関する規程（平成23年木津川市訓令第4号）第9条第2項の規定を準用する。</p> <p><省略> 附 則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成27年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和3年 月 日から施行する。</p>	<p>木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程 平成20年3月28日制定 平成24年1月31日改正 平成27年6月1日改正</p> <p><省略> （委員の任期） 第2条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、在任中に辞職した委員（以下「前任者」という。）に代わり、新たに就任した場合は、前任者の残任期間とする。</p> <p><省略> 附 則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成27年6月1日から施行する。</p>

3